分野参考様式第１８－１号（特定技能所属機関）

木材産業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官　殿

特定技能所属機関

氏名又は名称

住　　　　所

特定技能外国人

氏　　　　名

性　　　　別

国籍・地域

生年月日

記

木材産業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

|  |
| --- |
| 【誓約事項】１．１号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）別表第１の２の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第１号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、製材業、合板製造業等に係る木材の加工等であること。２．特定技能雇用契約において１号特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号）第２条第１号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。３．１号特定技能外国人が、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第２条の５第１項に規定する特定技能雇用契約に基づいて同法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に掲げる活動を行う事業所が、令和５年総務省告示第２５６号（統計法第２８条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていること。１　小分類121　 製材業、木製品製造業２　細分類1222　合板製造業３　細分類1223　集成材製造業４　細分類1224　建築用木製組立材料製造業５　細分類1227　銘木製造業６　細分類1228　床板製造業４．農林水産省が設置する木材産業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。５．協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。６．協議会が行う情報の提供、意見の聴取、調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。７．農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。８．登録支援機関に１号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、上記６及び７に規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託していること。 |

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日　　　　　　　年　　月　　日

作成責任者